

第10回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 3年 3月26日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 20号 農地の賃貸借情報の算定について | |
| 第 5 | 議案第 50号 下限面積(別段面積)の設定について | |
| 第 6 | 議案第 51号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 7 | 議案第 52号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 8 | 議案第 53号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第 9 | 議案第 54号 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第 55号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 3件 |
| 第11 | 議案第 56号 農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する訓令の制定について | |

○出席委員(16名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
4番 笛木 眞一 君	5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君
7番 佐瀬日出夫 君	8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君
10番 渡邊 裕義 君	11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君
13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君
16番 佐藤 徳市 君		

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

■番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第10回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時05分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

2番・舟山君 4番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第10回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第20号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第20号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第20号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報は、別添のとおりとなっております。

標茶町賃借料情報、令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名、標茶町全域。

平均額 2, 500 円。

最高額 3, 200 円。

最低額 200 円。

データ数、575 筆となっております。

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4 月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 20 号は報告のとおり承認されました。

◎議案第 50 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 5。議案第 50 号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第 50 号について説明させていただきます。

下限面積（別段面積）の設定について。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に基づき設定する面積において、別段面積を設定しない理由について、下記のとおり議決を求めるものであります。

1. 農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定について

方針、農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定められた別段面積を北海道 2 ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、2015 年農林業センサスで、町内の農家で 2 ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の 9 割を超えているため。

2. 農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定について

方針、農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定められた別段面積を北海道 2 ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、町内の耕作放棄地率は、0.15%と低い現状であるため。

なお、報告については、農地部会長である澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9 番・澁谷君。

○9 番（澁谷 洋君） 9 番・澁谷です。

議案第50号について報告致します。

3月17日に農地部会を開催し、下限面積の設定について検討致しました。

事務局の説明のとおり、町内の大半の農家は2ヘクタール以上の面積を有していることや、耕作放棄地の率が0.15%と低いため、下限面積を設定しないことと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、農地部会長9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第51号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

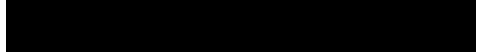
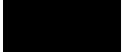
○振興係長（不藤さとみ君） はい。



議案第51号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字阿歴内原野南2線146-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、15,000㎡外4筆、合計面積91,000㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年6月30日。

契約期間、平成27年6月30日から令和7年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和3年3月15日。

土地の引渡し時期、令和3年3月15日となっております。

なお、番号1につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・津野君。

○6番（津野 齊君） 6番・津野です。

議案第51号、番号1について報告致します。

3月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、 さんと賃借人、 さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

以上をもって、議案51号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第52号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第52号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第52号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字阿歴内88番地3。

現況地目、雑種地。

面積、7,550㎡の内25㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、 、 さん。

事業開始は、2月15日。

事業の規模等、コンクリート柱等 1 式。

土地所有者は、[] さん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するもの。

土地選定の理由は、当該地は、物理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、小野寺委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 14 番・小野寺君。

○14 番（小野寺典男君） 14 番・小野寺。

議案第 52 号、番号 1 について報告を致します。

3 月 12 日に事務局より調査の依頼があり、3 月 18 日に津野委員、佐瀬委員、甲斐委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 1 ページから 12 ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思ます。

この案件は、[] より通信用アンテナを設置するため、町あてに、農振農用地除外申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

当該地については、記載のとおり確認しておりまして、調査した結果妥当と判断致しておりまして、問題ないと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 14 番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 52 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 53 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について内容 3 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

なお、[] 番・[] 君は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[] 君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第 53 号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、
譲受人、

土地の所在、字クチョロ原野227-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、72,014㎡外3筆、合計面積114,216㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望のため、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で2,629,385円。

世帯員又は構成員、譲受人7名。

畑、採放地につきましては、譲受人が3,396,231㎡うち借入地2,368,523㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第53号、番号1について報告致します。

3月12日に事務局より調査の依頼があり、3月17日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の
さんは相手方の希望により、農地を譲渡し、譲受人の
さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（ 君復席）

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字西標茶67-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、1.07㎡外24筆、合計面積は139,456.28㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望のため、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で915,000円。

世帯員又は構成員、譲受人3名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,229,263.48㎡うち借入地507,574㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、これは共有持分の2分の1となっております。

なお、番号3につきましては、譲渡人、土地の所在、地目、面積、契約の種類、権利移転設定の理由、資金調達の方法及び価格について、番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,449,716.28㎡うち借入地1,107,594㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

これも、共有持分の2分の1となっております。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 11番・高松君。

○11番(高松俊男君) 11番・高松です。

議案第53号、番号2及び番号3について報告致します。

3月9日に事務局より調査依頼があり、3月15日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[REDACTED]さんは相手方の希望により農地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは、共有名義での取得となり、経営規模拡大のため申請となりました。

[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響なく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、双方の経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第54号、番号1について報告致します。

3月11日に事務局より調査の依頼があった、本案件につきましては、以前農振農用地区域内農地の変更について、町より意見を求められた際に、昨年の11月16日に熊谷委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の13ページから16ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、[]で営農する[]さんが、農業用施設の建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

このことから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

転用者、[]、[]さん。

土地の所在、字熊牛原野23線東29-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,559.20㎡外3筆、合計面積は9,399.27㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的は、搾乳牛舎・スラリーストア・作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

搾乳牛舎、2,474.90㎡。

スラリーストア、683.14㎡。

作業スペース、6,924.37㎡。

調査結果につきましては嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第54号、番号2について報告致します。

3月11日に事務局より調査の依頼がありました、本案件につきまして、以前に農振農用地区域の変更について、町から意見を求められた際に、昨年11月16日に、渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の17ページから20ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんで、農業用施設建設を目的とし、農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおりと確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

このことから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第54号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第55号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第55号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第55号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町

長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字上多和原野基線5-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、29,467㎡外11筆、合計面積223,730㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和3年3月31日から令和13年3月30日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月31日。

金額、年間427,000円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第55号、番号1について報告致します。

3月12日付けで事務局より調査依頼があり、3月16日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字多和394-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,412㎡外8筆、合計面積132,168㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和3年3月31日から令和13年3月30日まで。

土地の引渡時期、令和3年3月31日。

金額、年間264,336円。

支払方法、毎年12月末日までに自宅で支払うとなっております。

なお、番号3につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字多和500-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,451㎡。

金額、年間15,677円となっております。

なお、番号2及び番号3につきましては、渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。

○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

議案第55号、番号2及び3について報告致します。

3月12日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の

借主の

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第55号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第56号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第56号、農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する訓令の制定についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第56号について説明させていただきます。

農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する訓令の制定について、農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する訓令を別紙のとおり制定するものであります。

農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する訓令、農地法第30条第3項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程（平成22年標茶町農業委員会訓令第1号）は、廃止する。

附則、この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の全文につきましては、資料21ページから22ページに記載しております。

これは、平成21年に農地法の大幅な改正があり、遊休農地に関する措置が強化され、農地パトロールにより把握した遊休農地の指導にあたり、必要な対応を定めたものになります。

続いて、資料23ページをご覧ください。

制定当時と現在の農地法の比較をした資料となっております。

平成22年から現在まで農地法の改正により農地法第30条第3項、土地所有者への指導が廃止され、資料24ページに記載されている、第32条の利用意向調査へ移行しました。

この改正に伴い、現在まで法32条に基づく農地法改正の対応をとってまいりました。

今般、農業委員会所管の規則等の整理を進めていたところ、この規程が現行の制度との取扱いに差が生じている状態であったため廃止をするものであります。

なお、現在は国、道の事務処理要領などによる規程が整備されており、これに基づき利用意向調査を行っていくものとします。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
以上をもって、議案第56号は原案可決されました。

- 会長（佐藤徳市君） 引続いて追加議案が配布されておりますので、審議を行いたいと思いま
す。

◎議案第57号

- 会長（佐藤徳市君） 議案第57号、職員の出向について、を議題と致します。事務局より内容
説明させます。

振興係長不藤君。

- 振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第57号について説明させていただきます。

職員の出向について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農
業委員会事務局職員の出向について承認を求めるものであります。

1. 出向する者の職氏名及び生年月日

事務局長 相撲 浩信 昭和35年 5月29日生まれ。

2. 出向発令年月日は、令和 3年 3月31日であります。

以上です。

- 会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決致します。
承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
以上をもって、議案57号については承認されました。

◎議案第58号

- 会長（佐藤徳市君） 続いて議案第58号、職員の任用についてを議題と致します。
事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

- 振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第58号について説明させていただきます。

職員の任用について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員として任用したいので承認を求めます。

1. 任用する職員の職氏名及び生年月日

事務局長 川村 勉 昭和40年 6月26日生まれ

2. 任用年月日は、令和 3年 4月 1日であります。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案58号については承認されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君）これをもちまして、第10回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君）第10回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時44分閉会）